

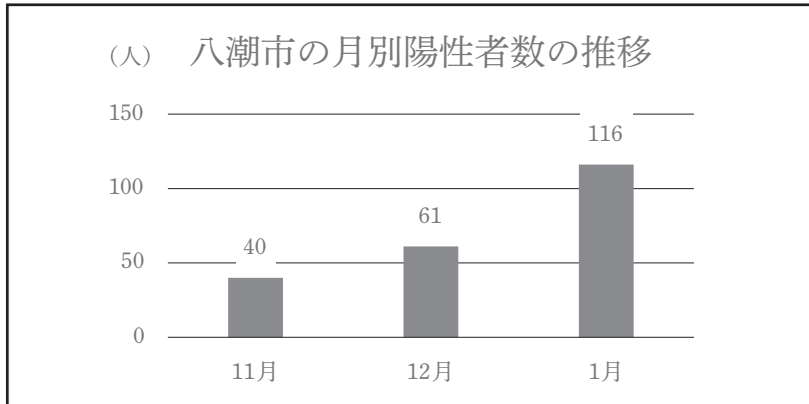
緊急事態宣言発令中 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルスの市内の感染者が増加しています。家庭内で感染する事例も多く見られますので、家庭においても感染予防をしましょう。

問新型コロナウイルス対策課 ☎④246

市内の感染者数について

新型コロナウイルスの市内の感染者数の推移（11月～1月）については、次のとおりです。



新型コロナウイルスワクチン接種について

現在、医療機関などと調整しながら、接種会場の確保や相談体制の整備などについて準備を進めています。

ワクチン接種については、随時、市ホームページに掲載していきます。

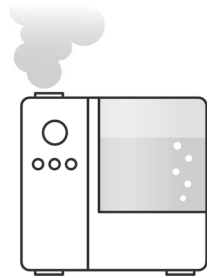
なお、65歳以上の方の接種などについては、広報やしお3月号でお知らせします。

問保健センター ☎995-3381

家庭でできる感染予防対策

換気、湿度

- ・こまめに換気する。
- ・加湿器などを使って保湿する。



手洗い・マスクの着用

- ・帰宅時、調理の前後、食事前など、こまめに手洗いまたは消毒をする。
- ・風邪症状などがある場合は、家庭でもマスクを着用する。



食事

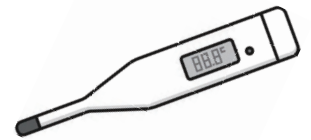
- ・食事は短時間で、会話を控える。料理は、大皿を避け、個々に盛り付ける。食器や箸、スプーンなどの共用はしない。

共用部分の対策

- ・共有部分（ドアノブ、電気スイッチなど）を1日1回以上消毒する。
- ・トイレ、キッチン、洗面所でのタオルの共用を避ける。

健康管理

- ・毎朝の体温測定、健康チェックをする。
- ・不要不急の外出は避ける。
- ・咳や発熱などの症状があるときは、職場などに行かない。



幼児教育・保育の無償化の手続き

4月から新たに認可外保育施設などを利用し、無償化の対象となる方は、次のとおり手続きをお願いします。

日2月12日(金)～26日(金)

※受付期間を過ぎた場合でも、随時受け付けますが、利用料の振り込みが遅れる場合があります。

場保育課

※障がい児通園施設および幼稚園の申請方法や必要書類については、認可外保育施設などの手続きと異なるため、障がい福祉課および教育総務課へご確認ください。

問申請書、必要書類（保育を必要とする事由が確認できる勤務証明書などの書類）

※申請書類は、保育課窓口で配布するほか、市ホームページから印刷できます。

問認可外保育施設など：保育課 ☎④314

障がい児通園施設：障がい福祉課 ☎④428

幼稚園：教育総務課 ☎④377

認可外保育施設などおよび障がい児通園施設

		認可外保育施設など 認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターなど	障がい児通園施設 児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援など
0～2歳児	対象	市から「保育の必要性の認定」を受けた住民税非課税世帯の子ども	住民税非課税世帯の子ども
	利用料	月額上限42,000円まで無償	自己負担分が無償
3～5歳児	対象	市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども	該当するすべての子ども
	利用料	月額上限37,000円まで無償	自己負担分が無償

幼稚園

		通常の教育時間を利用する場合	通常の教育時間に加え、預かり保育を利用する場合
3～5歳児	対象	該当するすべての子ども	市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども
	利用料	通常の教育時間分を月額上限25,700円まで無償	左記の金額に加え、預かり保育分として利用日数と利用実態に応じて月額上限11,300円まで無償

